

立命館大学 研究活動に係る不正行為の防止および対応に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学研究倫理指針（以下「倫理指針」という。）にもとづき、研究活動上の不正行為の防止および不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(適用)

第2条 この規程は、本大学に現に所属し、または過去に所属した研究者に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不正行為 故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる研究成果の中に示されたデータ、調査結果等の捏造、改ざんおよび盗用ならびに研究成果の作成から報告までの過程において行われた不適切なオーサiership、二重投稿ならびにこれらの証拠隠滅または立証妨害（追試または再現を行うために不可欠な実験記録等の資料または実験試料の隠蔽、廃棄および未整備を含む。）その他の倫理指針に反する行為のことをいい、各用語の意義は次に掲げるところによる。

ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること

イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

ウ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること

エ 二重投稿 原著性が要求されている場合において既発表の論文または他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること

オ 不適切なオーサiership 実質的に貢献のない者を著作者に加えることまたは著作者として加えるべき者を記載しないこと

(2) 不正行為に係る情報 本大学に現に所属し、または過去に所属した研究者に係る前各号に掲げるいずれかに関する情報をいう。

(3) 研究者 本大学において研究活動を行う教職員、学生、および客員研究員をいう。

(4) 学部、研究科および機構 本大学の学部、研究科および機構をいう。

(5) 告発 不正行為に係る情報を告発窓口に通知することをいう。

(6) 告発者 自らの氏名、所属、および連絡先を明らかにして告発をする者をいう。

(7) 被告発者 告発において不正行為に係る情報の当事者とされた者をいう。

(8) 悪意にもとづく告発 被告発者を陥れるため、もしくは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与える目的、または本大学に不利益を与える目的で行われた告発をいう。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、研究倫理教育責任者の指示に従い、研究倫理教育を定期的に受けなければならない。

3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、公表された研究に関する実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等（以下「研究資料等」という。）を少なくとも 10 年間、適切に保存および管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

（調査協力義務）

第 5 条 学校法人立命館（以下「本法人」といい、その設置する大学および附属学校を含む。以下、同じ。）の理事および教職員は、この規程にもとづく照会、文書等の提出の求め等の調査に誠実に協力しなければならない、調査の妨げになることをしてはならない。

（最高管理責任者）

第 6 条 本大学における不正行為の防止について最終責任を負う最高管理責任者として、学長を充てる。

2 最高管理責任者は、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 不正行為の防止に係る基本方針を策定し周知すること
- (2) 不正行為を行った者に対して中止、是正その他必要な措置を命じること
- (3) 不正行為について社会一般に公表し、および監督官庁等に報告すること

（統括管理責任者）

第 7 条 最高管理責任者を補佐し、不正行為の防止を統括する責任と権限を有する統括管理責任者として、研究を担当する副学長のうち、学長が指名する者を充てる。

2 統括管理責任者は、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 不正行為の防止に係る施策を実施すること
- (2) 研究不正の告発を取り扱うこと

（統括管理副責任者）

第 8 条 統括管理責任者を補佐する統括管理副責任者として、研究部長を充てる。

（学部、研究科および機構責任者）

第 9 条 学部、研究科および機構の長は、当該学部、研究科および機構における不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じる。

（研究倫理教育責任者）

第 10 条 最高管理責任者は、研究者に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、学部、研究科および機構の長を充てる。

2 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育責任者を補佐する研究倫理教育副責任者を置くことができる。

3 研究倫理教育責任者は、当該学部、研究科および機構に所属する研究者に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

（告発の窓口）

第 11 条 学内外の告発を受ける告発窓口（以下「告発窓口」という。）は、学校法人立命館通報取扱規程で定める通報窓口とする。

（告発者の資格）

第 12 条 不正行為に係る情報を保持する者は、何人であっても告発窓口で告発することができる。

(告発の方法)

第 13 条 告発は、所属、氏名および連絡先を明らかにしたうえで、被告発者の氏名または名称、不正行為の態様その他行為の内容が明示され、かつ、不正行為に該当する合理的理由が添えられた書面（電子的記録を含む。以下同じ。）を告発窓口へ送達（電子メール等の情報通信の方法を含む。以下、同じ。）する方法で行う。

(告発の受付)

第 14 条 告発窓口は、告発の書面の送達を受けたときは、一見して明らかに不正行為にかかる告発ではないと認められる場合、または、告発者が所属、氏名および連絡先を明らかにしていない場合を除き、当該告発を受付ける。

(匿名の告発の取扱い)

第 15 条 前項の規定にかかわらず、所属、氏名および連絡先を明らかにしない告発であっても、告発の書面に示された事実が、一応存在すると推認することができる告発については、告発窓口の責任者が告発者となり告発することができる。

(受付の報告)

第 16 条 告発窓口は、告発を受け付けたときは、すみやかに統括管理責任者にその旨を報告する。

(告発者に対する通知)

第 17 条 告発窓口は、告発を受け付けたときは、告発者に対し、その旨を書面で通知する。ただし通知先が明らかでないとき、または、告発者が告発の取扱いについての通知を求めない旨の意思を表明しているときは、この限りでない。

(告発によらない不正行為の取扱い)

第 18 条 告発によることなく、広く社会一般に対する報道、研究者コミュニティにおける公表等により不正行為にかかる情報が指摘されたとき（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名もしくは名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、学長は、この規程の手続によらず、倫理指針の 3 (3) ①ただし書きにもとづき、立命館大学研究倫理委員会において取り扱う。

(告発の相談)

第 19 条 不正行為に係る情報を保持する者から告発の是非、手続に関する相談を受けるため、立命館大学研究部研究環境管理課に相談窓口を置く。相談窓口以外の課に相談があったときは、当該課の課長または事務長は、相談者に対し、相談窓口を教示しなければならない。

2 相談は、直接面談して行う方法のほか、電子メールその他情報通信の方法により受けることができる。

3 相談窓口は、相談を受けたときは、その内容を録取し、統括管理責任者に報告する。

4 不正行為にかかる情報を告発する意思がない者から相談を受けた場合において、当該不正行為にかかる情報が、一応存在すると推認することができるときは、相談窓口の責任者が告発者となり告発することができる。

5 不正行為にかかる情報が、まさに不正行為が行われようとしている、または不正行為を行うことを要求されている旨である場合において、一応、その事実があると推認できるときは、統括管理責任者は、当該不正行為にかかる研究者が所属する学部、研究科および機構の責任者に

対し、事実関係を確認した上で報告するよう求めることができる。

- 6 統括管理責任者は、前項の定めにより学部、研究科および機構の責任者から不正行為にかかる情報が事実である旨の報告を受けたときは、直ちに最高管理責任者にその旨を報告し、最高管理責任者は、当該不正行為を行おうとし、または当該不正行為を行うことを要求した研究者に対し、直ちにその行為を止めるよう命じる。

(告発窓口の職員の義務)

第 20 条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者および被告発者の秘密の遵守その他告発者および被告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発窓口の職員は、告発の書面の内容を他の者が同時および事後に見聞できないような措置を講ずる等、適切な方法で管理しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、告発の相談について準用する。

(当事者等の個人情報の保護)

第 21 条 統括管理責任者は、告発者、被告発者その他利害関係者（以下「当事者等」という。）の所属、氏名その他の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の各号のいずれかに該当する情報をいう。以下同じ。）およびプライバシー（以下「個人情報等」という。）が漏えいすることにより生ずる不利益を避けるため、次の各号に掲げる事項を遵守して、この規程に定める手続を進めなければならない。

- (1) 個人情報等を共有する者の範囲を必要最小限に限ること
- (2) 当事者等の書面による同意がない限り、前号に掲げる範囲を超えて個人情報等を開示しないこと
- (3) 前号の同意を得るときは、個人情報等の開示によって当事者等が被るおそれがある不利益について説明すること

- 2 統括管理責任者は、前項第 2 号および第 3 号に掲げる措置を講じたうえで、当事者等の個人情報等を開示するときは、その開示の相手方に対し、書面により秘密保持を誓約させたうえで当該個人情報等を漏えいする行為は、懲戒処分等の不利益処分の対象となること、および民事上の賠償責任を負うおそれがあることを告知し、注意を喚起しなければならない。

(予防措置)

第 22 条 統括管理責任者は、被告発者が告発者を特定している告発または告発者の職場において告発者が特定されている告発の調査をするときは、被告発者その他の者による告発者に対する不利益な取扱い、ハラスメント、その他の嫌がらせ（以下「不利益な取扱い等」という。）を予防するため、被告発者に対して、次条に定める不利益な取扱い等の禁止および違反した者に対する措置を告知して、注意を喚起しなければならない。

(告発者および調査協力者の保護)

第 23 条 統括管理責任者は、理事または教職員が次の各項の定め違反したと認めるときは、学校法人立命館常任理事会または理事長に対して、役員懲戒審査委員会または教職員懲戒審査委員会を設置し、審査をすべき旨を申告する。告発の取扱いに関し、職務上知り得た秘密情報（第 25 条第 1 項に規定する「秘密情報」をいう。）を漏らし、または不当な目的に使用したと認められる者も同様とする。

- 2 理事長は、告発者（悪意の告発をした者を除く。）または告発の調査に協力した者が本法人の

教職員である場合において、告発を行なったこと、または告発の調査に協力したことを理由に、当該教職員に対して解雇その他の不利益な取り扱い等をしてはならない。

3 学校長（本法人が設置する大学および附属学校の長をいう。）は、告発または告発の調査に協力した者が当該学校の学生または生徒（以下「学生」という。）である場合において、告発を行なったこと、または告発の調査に協力したことを理由に、当該学生に対して退学その他の不利益な取り扱い等をしてはならない。

4 本法人の教職員は、告発者または告発の調査に協力した者に対して、告発を行なったこと、または告発の調査に協力したことを理由として、不利益な取扱い等をしてはならない。

（被告発者の保護）

第24条 前条の規定は、被告発者が、告発を受けたことのみを理由として不利益な取扱い等を受けた場合に準用する。

2 最高管理責任者は、告発を受けたことのみを理由として被告発者が行う研究活動の全部または一部を制限し、もしくは中止を命じてはならない。

（秘密情報）

第25条 この規程の事務に携わるすべての理事および教職員は、職務上知ることとなった当事者等に係る個人情報等、証言、提出文書および証拠物件ならびに調査委員会の議事録その他専ら調査委員会の内部における利用に供する目的で作成され外部の者に開示されることが予定されていない文書等（以下「秘密情報」という。）を外部に漏えいしてはならない。理事および教職員でなくなった後も同様とする。

2 統括管理責任者は、秘密情報の保護を徹底しなければならない。この規程に定める手続の全部が終了した後においても同様とする。

3 前2項の定めにかかわらず、最高管理責任者は、第42条ならびに第48条第3項の定めにより資金配分機関および関係省庁等に対する報告を行うとき、および第53条に定める手続により公表を行うときは、必要と認める限度において秘密情報を開示することができる。

4 統括管理責任者は、秘密情報が本法人の外部に漏えいした場合において、当事者等に係る個人情報等が含まれる場合は、学校法人立命館個人情報保護規程の定めるところにより、立命館大学個人情報学校管理責任者にその詳細を報告しなければならない。学校法人立命館個人情報統括管理責任者は、この規程に定める手続が進行中であっても、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から必要と認める限度において、漏えいに係る事実関係を公表することができる。この場合において、当事者等の個人情報等に該当する情報は、本人の同意がある場合を除き、公表しない。

（悪意にもとづく告発）

第26条 何人も、悪意にもとづく告発を行ってはならない。

（予備調査）

第27条 統括管理責任者は、告発窓口が受付けた告発の受理または不受理を判断するために、予備調査を行うことができる。

2 予備調査は、統括管理責任者の指示の下、告発窓口責任者および告発窓口責任者が指名する職員が行う。

3 統括管理責任者は、告発に係る学部、研究科および機構ならびに教職員に対して、事実

関係について照会し、必要な限度で保有する研究資料等の証拠物件の提出を求めることができる。

- 4 統括管理責任者は、告発された行為が行われた可能性、告発において示された科学的理由の論理性、告発内容の調査可能性、その他考察するべき事項を総合的に考量し、告発が不正行為に該当するおそれがあるか否かを判断する。

(告発の受理)

第28条 統括管理責任者は、告発が不正行為に該当するおそれがないと認めるとき、既にこの規程の手続により対応済みの不正行為であるとき、告発者と連絡がとれないことにより調査をすることができないと認められるとき、告発が科学的論理性を欠くとき、告発の内容が著しく不分明であるとき、その他告発を受理しないことについて正当な理由があるときを除き、告発を受理する。

- 2 前項に定める受理または受理しない決定は、告発窓口が当該告発を受けた日から30日以内に行う。ただし、正当な理由があるときは、統括管理責任者は、相当の期間、決定を延期することができる。

(受理等通知)

第29条 統括管理責任者は、告発者に対し、告発を受理したときはその旨を、受理しなかったときは理由を添えてその旨を書面により通知する。ただし、告発窓口の責任者または相談窓口の責任者を告発者とする告発、告発者が連絡先を明らかにしていない告発、告発者により取り下げられた告発および告発者が告発の取扱いに関する通知は不要である旨を表明している告発については、この限りでない。

- 2 統括管理責任者は、告発を受理したときは、被告発者に対し、この規程を添えて次の各号に掲げる事項を書面で通知する。

- (1) 被告発者を当事者とする告発を受理したこと
- (2) この規程にもとづき調査委員会を組織して調査を行うこと
- (3) 被告発者には調査に誠実に協力する義務があること
- (4) その他統括管理責任者が必要と認める事項

(取り下げられた告発の取扱い)

第30条 統括管理責任者が受理した告発の告発者による取下げは、この規程にもとづく手続の続行を妨げない。

(受理の報告)

第31条 統括管理責任者は、告発を受理したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を最高管理責任者に報告する。

- (1) 告発者および被告発者の所属および氏名または名称
- (2) 告発の趣旨
- (3) 該当するおそれがある不正行為の種類
- (4) 不正行為に該当するおそれがあると認めた理由
- (5) 公的資金の使用の有無
- (6) その他統括管理責任者が必要と認める事項

(調査委員会の設置)

第32条 最高管理責任者は、告発を受理した旨の報告を受けたときは、報告を受けた日から起算

して30日以内に調査委員会を設置する。

2 最高管理責任者は、調査対象が公的資金による研究活動であるときは、当該資金の資金配分機関および関係省庁等に、調査委員会を設置して調査を行う旨を報告する。

(調査委員会の構成)

第33条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員により構成し、第1号に掲げる委員を委員長とする。

- (1) 統括管理責任者または副学長の中から最高管理責任者が指名する者
- (2) 統括管理副責任者または研究部長の中から最高管理責任者が指名する者1名
- (3) 調査の対象となる研究分野について専門的な知見を有する者 若干名
- (4) 弁護士等、外部の法律専門職 若干名
- (5) その他最高管理責任者が必要と認める者 若干名

2 調査委員会の委員のうち過半数は、本法人に所属していない者から任命しなければならない。

3 告発者または被告発者と直接の利害関係を有する者は、委員とすることができない。

(当事者の意見の聴取)

第34条 最高管理責任者は、調査委員会の委員の任命をしようとするときは、あらかじめ告発者および被告発者に対し、委員に任命しようとする者（以下「委員候補者」という。）の氏名および所属を通知して、告発者または被告発者のいずれかまたは双方と直接の利害関係を有する者でないか、通知後7日間以内の期限を付して意見を求めなければならない。

2 最高管理責任者は、告発者または被告発者のいずれかから直接の利害関係が有るとの意見が示された委員候補者について、直接の利害関係が有ると認めたときは、当該委員候補者を他の者に変更しなければならない。

3 最高管理責任者は、前2項の定めにより委員候補者を他の者に変更したときは、変更した候補者の氏名および所属を告発者および被告発者に通知する。この場合において、告発者および被告発者は変更した候補者について意見を述べることはできない。

(調査開始の通知)

第35条 調査委員長は、調査を開始するに際し、告発者および被告発者に対し、書面により次の事項を通知する。

- (1) 調査の対象となる研究課題、論文等の名称
- (2) 告発を受けた不正行為の種類
- (3) 予定する調査期間
- (4) 調査の手順および方法
- (5) 弁明の機会および不服申立てに関する事項
- (6) 調査協力義務に関する事項
- (7) 調査委員会を構成する各委員の所属および氏名
- (8) その他必要と認める事項

(調査期間)

第36条 調査期間（調査委員会の設置の日から第47条の規定により調査委員会が認定の決定をする日までの期間をいう。）は、150日以内とする。ただし、調査対象となる関係者の人数、研究資料等の証拠物件の総量その他の事情から150日以内に調査を完了することが困難と認め

られるときは、調査委員会の決定により相当な期間を定めることができる。調査の途上において期間内に完了することが困難なことが明らかになったときも同様とする。

(調査の実施)

第 37 条 調査委員会は、調査の実施の決定があった日から起算して 30 日以内に、調査を開始するものとする。

(調査事項)

第 38 条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項について調査し、認定する。

- (1) 不正行為の有無
- (2) 不正行為の種類、内容および悪質性の程度
- (3) 不正行為に関与した者ならびに関与の程度および役割
- (4) 不正行為が認定された研究活動に係る論文等およびその著者ならびに著者が不正行為に関し果たした役割
- (5) その他委員会が調査することが必要と決定した事項

2 調査は、告発において指摘された当該研究活動（以下「調査対象研究活動」という。）に係る研究資料等の精査、関係者の事情聴取、再実験その他調査委員会が適当と認める方法で行う。

3 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって不正行為ではないことを立証するよう求めるときは、相当の期間を与えるとともに、再実験等の実施に必要な施設、設備の使用を保障しなければならない。被告発者から再実験等の実施の申出があり、これを認めるときも同様とする。

(関係する研究活動の調査)

第 39 条 調査委員会は、調査対象研究活動に係る研究資料等または論文等の成果物を使用している等、調査対象研究活動と相当の関係があると認められる被告発者または他者の研究活動があるときは、当該研究活動を調査対象研究活動に含めることができる。

(証拠物件の保全)

第 40 条 調査委員会は、調査対象研究活動に係る研究資料等および告発の趣旨と関係があると認められる文書等の証拠物件を第 52 条の規定により調査結果が確定するまでの期間、必要な限度で保全することができる。

2 証拠物件の所持人は、調査委員会が保全すると決定した証拠物件を調査委員会の指示に従い提出し、または手元において保管しなければならない。

3 証拠物件の所持人が本法人の教職員ではないときは、調査委員会は、当該所持人に対し、証拠物件の閲覧、謄写、借受その他調査に必要な措置を依頼し、証拠物件の保全を図らなければならない。

4 前 3 項に定める証拠物件の保全の措置は、第 24 条第 2 項に定める研究活動の制限または中止に該当しない。

(調査嘱託)

第 41 条 最高管理責任者は、調査委員会が本大学の所属ではない者について調査する必要があると認めるときは、その者の所属する機関に対し、その者について調査することを嘱託することができる。

(配分機関等に対する報告)

第 42 条 最高管理責任者は、調査対象研究活動が公的資金を受けたものである場合において、当該公的資金の資金配分機関または関係省庁等から調査の途上において調査の状況について報告するよう求められたときは、その求めに応じなければならない。

(調査における研究または技術上の情報の保護)

第 43 条 調査委員会は、調査に当たっては、調査対象研究活動における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査委員会の外に漏えいすることのないよう十分な配慮をしなければならない。

(被告発者の立証責任)

第 44 条 調査において被告発者が不正行為に該当しないことを立証しようとするときは、自己の責任と費用をもって、調査対象研究活動が科学的に適正な方法で行われたこと、および当該研究分野の科学コミュニティ等において研究倫理上、適正妥当と認識されている手続をとって行われたこと、ならびに論文等も科学的に適正な方法および研究倫理上、適正妥当な手続をとり作成されたものであることを証明しなければならない。

2 前項において被告発者が再実験により立証することを申し出たときは、調査委員会は、第 38 条第 3 項に定める保障を与えなければならない。

3 調査委員会は、第 1 項において被告発者の責めに帰すべき事由により第 4 条第 3 項に定める保存義務期間に属する研究資料等の不存在、本来存在すべき基本的な要素が欠けていることにより、被告発者が不正行為に該当しない証拠を示すことができないときは、不正行為の該当を認定することができる。

(認定の方法)

第 45 条 調査委員会は、必要に応じて告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的、科学的証拠、証言、被告発者の自認等の証拠物件を総合的に判断して、第 38 条第 1 項の各号に掲げる事項について認定する。

2 調査委員会は、被告発者の自認を唯一の証拠として、不正行為の該当を認定することはできない。

(弁明の機会の付与)

第 46 条 調査委員会は、調査対象研究活動において不正行為の該当を認定しようとするときは、被告発者に対して書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、被告発者が弁明の機会を放棄する意思を表明したときは、この限りでない。

(認定の手続)

第 47 条 調査委員会は、弁明に理由がないと認めるときは、前条において認定しようとした事項を調査委員会の認定として決定し、弁明に理由があると認めたときは、理由があると認めた限度で認定しようとした事項を変更または取消し、調査委員会の認定として決定する。

2 調査委員会は、不正行為に該当しない旨の認定を決定する場合において、告発が悪意にもとづく告発であるとの事実が明らかになったときは、併せて、悪意の告発の認定について決定する。

3 調査委員会は、調査委員会の認定を決定しときは、ただちに最高管理責任者を名宛人とする調査報告書を作成し、最高管理責任者に報告しなければならない。

4 調査委員会が悪意の告発の認定を決定した場合における以後の手続きは、この規程の次条以

下の規定を準用する。この場合において、「被告発者」を「悪意の告発者」と読み替える。

(調査報告書の送達)

第 48 条 最高管理責任者は、調査報告書の提出を受けたときは、すみやかにその写しを告発者、被告発者および被告発者以外の者で不正行為に関与したと認定された者に送達する。被告発者が本法人以外の機関に所属している場合において、最高管理責任者が必要と認めるときは、当該所属機関にも送達する。

2 前項において、告発者以外の者に対し、不正行為の該当または関与の認定を趣旨とする調査報告書の写しを送達するときは、最高管理責任者に対し不服申立てをすることができること、申立てを受付ける窓口および受付の期限を添えなければならない。

3 最高管理責任者は、調査対象研究活動が公的資金を受けたものであるときは、当該資金配分機関および関係省庁等を名宛人とする調査報告書を作成し、同報告書を送達する方法により調査結果を報告しなければならない。

(不服申立て)

第 49 条 不正行為の該当または関与を認定された者であって同認定に不服のある者は、調査報告書の送達を受けた日から 14 日以内に、最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。

2 不服申立ては、書面により理由および証拠物件を添えて行う。同一の理由にもとづいて複数の不服申立てをすることはできない。

3 最高管理責任者は、不服申立てがあったときは、その旨を告発者に対して通知する。不服申立てに係る調査対象研究活動が公的資金によるものであるときは、当該資金配分機関および関係省庁等にもその旨を報告する。

4 不服申立ての審査は、最高管理責任者の諮問を受けて調査委員会が行う。調査委員会は、不服申立ての理由が、第 38 条第 1 項の各号に掲げる事項に対する同委員会の結論の変更を検討するに足りる合理的な根拠を示すものであると認めるときは、最高管理責任者に対し、不服申立てを受理すべき旨を、そうでないときは不服申立てを却下すべき旨を答申する。

5 最高管理責任者は、調査委員会から不服申立てを受理すべき旨の答申を受けたときは、不服を申し立てた者に対し、同申立てを受理する旨を、却下すべき旨の答申を受けたときは、理由を添えて不服申立てを却下する旨を書面により通知する。

6 不服申立ての却下に対し、不服を申し立てることはできない。

(再調査委員会)

第 50 条 最高管理責任者は、不服申立てを受理したときは、ただちに第 31 条から第 34 条の規定を準用し再調査委員会を設置する。

2 前項においては、第 33 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの委員は、調査委員会の委員とは異なる者を任命しなければならない。

(再調査)

第 51 条 再調査の期間(再調査委員会が設置された日から再調査委員会が認定を決定する日までの期間)は、60 日以内とする。

2 再調査の期間、実施、調査事項、認定、その他再調査に関する事項は、第 36 条から第 45 条までおよび第 47 条および第 48 条の規定を準用する。ただし、第 48 条第 2 項の規定は準用しな

い。

(調査結果の確定)

第 52 条 次の各号に掲げるいずれかに該当するときをもって、調査結果の確定とする。

- (1) 第 49 条第 1 項に定める不服申立てが行われなかったとき
- (2) 不服申立てを却下したとき
- (3) 最高管理責任者が再調査委員会の調査報告書を受領したとき
(公表)

第 53 条 最高管理責任者は、不正行為の該当を認定する調査結果が確定したときは、当該調査報告書の概要を本大学のホームページに掲出する方法により公表する。

2 公表事項は、次の各号に掲げる事項とし、掲出期間は 30 日間とする。

- (1) 不正行為を行ったと認定された者の所属および職名
- (2) 認定した不正行為の種類および概要
- (3) 本大学がとった措置
- (4) 調査委員会および再調査委員会を構成する委員の所属および氏名
- (5) 調査の手順および方法

3 最高管理責任者は、不正行為の該当を認定しない調査結果が確定した場合であっても、被告発者の名誉、信用その他法律上保護される利益に重大な損害が生じており、その損害を回復するために必要があると認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる事項を公表することができる。この場合において「不正行為を行ったと認定された者」は「不正行為を行っていないと認定された者」に、「認定した不正行為」は「存在を否定した不正行為」とそれぞれ読み替える。

(経理業務の停止)

第 54 条 最高管理責任者は、調査対象研究活動の継続に伴う研究費の支出により、被告発者以外の者に生じる重大な損害を避けるため必要があると認めるときは、当該研究費の経理を分掌する事務責任者に対し、調査結果が確定するまでの期間、当該研究費の支出に係る経理業務の全部または一部を停止するよう命じることができる。

2 最高管理責任者は、調査対象研究活動が公的資金によるものである場合において、資金配分機関から研究費の支出停止を命じられたときは、当該研究費の経理を分掌する事務責任者に対し、支出にかかる経理業務の停止を命じる。

3 最高管理責任者は、前 2 項の命令を発出するときは、その旨を当該研究費の受給者その他配分を受ける者に通知する。

(研究費の使用禁止等)

第 55 条 最高管理責任者は、調査対象研究活動において不正行為の該当または関与の認定が決定した者（論文等の研究の成果物について重大な責任を負う者および研究費の使用について責任を負う者を含む。以下「被認定者」という。）が、本大学に現に所属する研究者であるときは、直ちに調査対象研究活動に伴う研究費の使用禁止を命令するとともに、当該研究費の経理業務を分掌する事務責任者に対し、経理業務の取り止めを命令する。

2 前項において被認定者が、本大学に所属する者ではないときは、同人に対し、本大学が調査対象研究活動に伴う研究費の経理業務を取り止めたことを通知する。

(論文等の取下げ等の勧告)

第 56 条 最高管理責任者は、被認定者に不正行為の該当または関与が認定された論文その他の研究活動上の成果物（以下「論文等」という。）があるときは、期限を付して当該論文等の取下げ、撤回、訂正その他の措置を勧告する。

2 最高管理責任者は、被認定者が、勧告した措置を履行しない旨の意思を表明したとき、または正当な理由なく期限を過ぎても勧告した措置を履行しないときは、その旨を公表する。公表の方法および公表する事項は、第 53 条 1 項および 2 項の規定を準用する。

(懲戒審査の求め)

第 57 条 最高管理責任者は、被認定者があるときは、理事長に対し、学校法人立命館役員懲戒規程にもとづく役員審査委員会または学校法人立命館教職員懲戒規程にもとづく教職員懲戒審査委員会の設置を学校法人立命館常任理事会に発議するよう求める。

2 最高管理責任者は、公的資金による研究活動における不正行為を事由として懲戒処分を受けた者があるときは、当該公的資金の資金配分機関および関係省庁に対し、被処分者の所属、職位、氏名、処分の種類、処分の原因となる事実、処分の根拠となる規程の条項その他必要と認める事項を報告する。

(是正措置)

第 58 条 最高管理責任者は、不正行為の該当または関与の認定が確定したときは、その是正措置について立命館大学研究倫理委員会に諮問する。

2 最高管理責任者は、立命館大学研究倫理委員会から是正措置に関する答申を受けたときは、該当する学部、研究科および機構の長に対し、相当の期限を付して立命館大学研究倫理委員会から答申された是正措置の履行を求める。

3 前項において是正措置の履行を求められた学部、研究科および機構の長は、所定の期日までに是正措置を完了し、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

4 最高管理責任者は、公的資金による研究活動における是正措置を完了したときは、その資金配分機関および関係省庁に対して、是正措置の内容を報告する。

(改廃)

第 59 条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2023 年 3 月 29 日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、立命館大学研究活動不正行為防止規程は廃止する。

3 前項にかかわらず、施行日以前に生じた事案については、立命館大学研究活動不正防止規程にもとづいて手続を進める。